第1章 総則

1.1 本書の目的

(条例第 8 条第 2 項)

管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

本基準は、給水条例第 8 条第 2 項を補完するために管理者が取りまとめたものであり、 給水装置工事の施行に関する技術上の基準および事務処理等について必要事項を定め、適正 な施行を確保することを目的とする。

1.2 用語の定義

管理者 公営企業管理者の権限を行う市長をいう。

指定事業者 水道法第 16 条の 2 第 1 項により管理者が指定した糸島市指定給水装

置工事事業者をいう。

主任技術者 水道法第 25 条の 4 第 1 項により指定事業者が給水装置工事主任技術

者として選任したものをいう。

法 水道法(昭和 32 年 6 月 15 日法律第 177 号)をいう。

施行令 水道法施行令(昭和 32 年 12 月 12 日政令第 336 号)をいう。

施行規則 水道法施行規則(昭和 32 年 12 月 14 日厚生省令第 45 号)をいう。

構造及び材質の基準 施行令第6条をいう。

基準省令 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令(平成9年3月19日厚生省

令第 14 号)をいう。

条例 糸島市水道事業給水条例(平成22年1月1日条例第169号)をいう。

14 号)をいう。

事業者規程 糸島市指定給水装置工事事業者規程(平成 22 年 1 月 1 日企業管理規程

第 15 号)をいう。

構造材質規程 糸島市給水装置の構造及び材質の基準に関する規程(平成22年1月1日

企業管理規程第 16 号)をいう。

施行基準 糸島市給水装置工事等施行基準(本施行基準)をいう。

給水装置需要者に水を供給するために管理者が布設した配水管から分岐して設け

られた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。(条例第3条)

給水管 管理者が布設した配水管から個別の需要者に水を給水するために分岐し

て設けられた管、又は、他の給水管から分岐して設けられた管をいう。

給水用具 給水管に容易に取り外しの出来ない構造として接続し、有圧のまま給水

できる給水栓等の用具をいい, ゴムホース等容易に取外しの可能な状態

で接続される用具は含まない。

給水装置工事 給水装置の新設,改造,修繕又は撤去の工事(条例第5条)をいうが,

ここでは調査から工事の施工, 竣工検査までの過程全てまたはその一部

をいう。

貯水槽以下装置給水装置に接続して設けられた貯水槽、貯水槽から分岐して設けられた

給水管およびこれに接続する給水用具等をいう。貯水槽以下装置は給水

装置ではない。

配水管 配水池、配水タンク等から浄水を輸送、分配、供給する機能を持った管

をいう。

1.3 給水装置の概要

1.3.1 給水装置の種別

給水装置は、次に掲げる3種とする。(条例第4条)

- (1) 専用給水装置 次号及び第3号以外のもの
- (2) 共用給水装置 1個の水栓を2(世帯・戸)以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

1.3.2 給水装置工事の種類

給水装置工事の種類は、次のとおりとする。(条例第5条)

(1) 新設工事

新たに給水装置を設ける工事。

(2) 改造工事

給水管の増径・減径、管種の変更及び更生工事、給水栓の増設工事、一部を井戸水へ切り替える工事等、給水装置の原形を変える工事をいう。

なお、これらの工事以外にも、管理者が施工する配水管工事に伴う給水管の付替えや布設 替え、水道メーターの移設等も含まれる。

(3) 修繕工事

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除くもので,原則として,給水装置の原形を変えないで給水管,給水栓等の部分的な破損箇所を修理する工事をいう。

※給水装置の軽微な変更(施行規則第13条)

法第 16 条の 2 第 3 項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更は、単独水栓の取替 え及び補修並びにこま、パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え(配 管を伴わないものに限る。)とする。

(4) 撤去工事

給水装置を配水管、または他の給水装置の分岐部から取り外す工事をいう。

1.3.3 給水の用途区分

給水の用途は、次のとおり区分するものとし、管理者が承認又は認定する。

(条例第 13 条)

水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ、管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

- 2 水道使用の用途は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 家事用
 - 一般家庭用に使用するもの
 - (2) 家事用以外

各種の営業等に使用するもの

(3) 官公署・学校用 官公署及び学校に使用するもの

(4) 一時用

工事その他一時の用途に使用するもの

(施行規程第 13 条)

条例第 13 条第 2 項の規定による水道使用の用途により難いときは、管理者の認定するところによる。

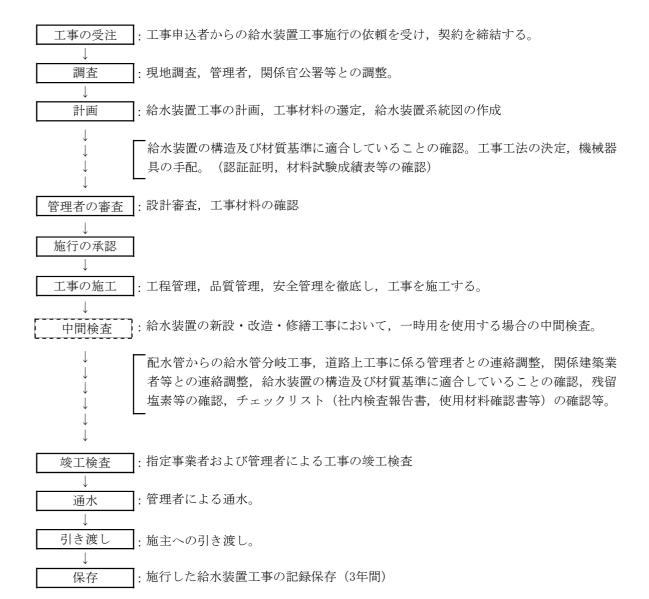
一時用とは、使用水量の多少や断続的使用の有無に関わらず、給水の用途が臨時的であることが明らかなもので、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

なお、一時用の使用を終了した時は、速やかに原状回復するものとする。ただし、一時用を 切替えて引き続き使用する予定がある場合は、その限りではないが、一時用の使用を計画する 際は、口径について十分検討しておくこと。

- ① 各種工事用に使用するもの。ただし、既存建物の維持補修工事(外壁工事、造園工事、内装工事等) および解体工事において、当該建物の既設水栓を使用するものは除く。
- ② 各種工事や区画整理事業を施工するために設け、かつこれらの工事等の完成と同時に撤去する仮事務所、仮作業場、仮宿泊所、仮資材置場、仮店舗等に使用するもの。
- ③ 祭礼等の催物を実施するために設け、かつこれらの催物の終了と同時に撤去する仮設演芸場、仮展示案内場、仮植木市等の季節的な施設および土地に使用するもの。
- ④ 発掘等の学術調査をするために設け、かつこれらの調査の終了と同時に撤去する発掘現場事務所、仮遺物収蔵庫等に使用するもの。
- ⑤ その他、管理者が認めたもの。

1.3.4 給水装置工事の流れ

指定事業者が施行する給水装置工事の一般的な流れは、次のとおりである。



1.4 加入金、手数料等

工事申込みに際し、次の各号に該当する加入金、手数料等をあらかじめ納入しなければならない。

1 加入金(工事申込時)

(加入金)

(条例第 31 条)

給水装置(一時用を除く。)の新設工事又は改造工事(メーターの口径を増す場合に限る。以下同じ。)の申込者は、申込みの際に加入金を納入しなければならない。ただし、一時用を切替え引き続き給水装置として使用しようとする者は、新設工事と同様にその使用開始以前に加入金を納入しなければならない。

(加入金の額)

(条例第 32 条)

加入金の額は、新設工事については、別表第4に定める額に100分の110を乗じて得た額とし、 改造工事については、新口径に係る別表第4に定める額と旧口径に係る別表第4に定める額の差 額に100分の110を乗じて得た額とする。

- (1) 給水装置(一時用を除く)の新設や改造(メーター口径を増径する場合)に係る工事の申込者から申込みの際に加入金を徴収する。
- (2) 一時用については加入金を徴収しないが、一時用から家事用等に切替えて引き続き使用する場合は、給水装置の新設の工事とみなして加入金を徴収する。

2 手数料(工事申込時)

(手数料)

(条例第 29 条)

手数料は、別表第3に定める区分により申込みの際、納入通知書により徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めるときは、申込後に徴収することができる。

手数料には, 主に以下のものがある。

(1) 設計審查手数料

給水装置工事の設計審査に関する手数料として,1件につき条例第 29 条の手数料を納付 しなければならない。

(2) 道路·水路申請手数料

給水装置工事の道路・水路申請に関する手数料として,1件につき条例第 29 条の手数料 を納付しなければならない。

(3) 検査手数料(給水装置工事しゅん工検査)

給水装置工事の竣工検査に関する手数料として,1件につき条例第 29 条の手数料を納付 しなければならない。

3 概算料金(一時用使用の場合)

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

(条例第 27 条)

工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者が、その必要がないと認めたときは、この限りではない。

2 前項の概算料金は、水道の使用をやめたとき、清算する。

(料金)

(条例第 23 条)

料金の額は、別表第1と別表第2の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

概算料金(一時用使用の場合の料金)については、水道の使用の申込みの際に、別表第1(条例 第23条関係)の一時用より算出した料金を前納し、一時用の使用を終了する際に清算を行う。

別表第1 (条例第 23 条関係)

水道料金 (1月当たり)

	小 造作业 (1月 当たり)							<u> </u>
給水装置	用途	基本料金		従量料金	(1立方メー	・トルにつき))	
の種別			8立方メート	8立方メート	16立方メー	25立方メー	50立方メ	150立方
			ル以下の使	ルを超え16立	トルを超え	トルを超え	ートルを	メートル
			用水量	方メートル以	25立方メー	50立方メー	超え150立	を超える
				下の使用水量	トル以下の	トル以下の	方メート	使用水量
					使用水量	使用水量	ル以下の	
							使用水量	
専用栓・	家事用	1,050円	40円	195円	220円	230円	250円	280円
共用栓	家事用以	1,050円	40円	235円	255円	295円	330円	375円
	外							
	官公署・	1,050円	40円	235円	255円	280円	300円	330円
	学校用							
	一時用	2,520円	5立方メート/	レを超える使用	月水量 755			

備考

- 1 水道料金は、用途ごとの基本料金及び使用水量に応じた従量料金とする。ただし、一時用の基本料金については、5立方メートルまでの従量料金を含むものとする。
- 2 水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。

別表第2 (第23条関係)

メーター使用料

口径	金額 (1月につき)
13ミリメートル	70円
20ミリメートル	150円
25ミリメートル	160円
30ミリメートル	260円
40ミリメートル	300円
50ミリメートル	1,600円
75ミリメートル	2,000円
100ミリメートル	管理者が定める額

別表第3 (条例第 29 条関係)

手数料

種類	区分	単位	金額
設計審査手数料	給水工事に関する設計審査	1件	2,000円
道路・水路申請手数料		1件	2,000円
検査手数料	給水装置工事しゅん工検査	1件	2,000円
検査手数料	配水管布設工事に使用する材料検査	1件	2,000円
設計手数料		工事費の100分の3に相 当する額	
指定給水装置工事事業者指定手 数料		1件	5,000円
指定給水装置工事事業者更新手 数料		1件	5,000円

別表第4(条例第 32 条関係)

加入金

口径	金額
13ミリメートル	100,000円
20ミリメートル	280,000円
25ミリメートル	450,000円
30ミリメートル	680,000円
40ミリメートル	1,350,000円
50ミリメートル	2,070,000円
75ミリメートル	5,000,000円
100ミリメートル	管理者が定める額